

6 福薬発第 5 1 号
令和 6 年 6 月 1 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会
会長 原口 亨

令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省政策統括官から協力依頼がありました。

この特別調査は、指定された調査区域内で 1～4 名の常用労働者を雇用している小規模事業者に対し、年 1 回、都道府県の統計調査員が 8 月から 9 月にかけて事業所を訪問して実施されるもので、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、事業所には回答義務があります。

該当区域内の会員薬局に対し、調査にご協力いただくよう周知をお願いいたします。

記

調査方法

(1) 調査区内の最新の事業所名簿作成

統計調査員が各事業所を訪問し、常用労働者数などを確認

※統計調査員は必ず統計調査員証を携帯しています

(2) 特別調査の実施

常用労働者数が 1～4 名である全ての事業所に統計調査員が訪問し、常用労働者ごとの性別、通勤、勤続年数、出勤日数、1 日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額などを調査

以上

日 薬 発 第 78 号
令 和 6 年 6 月 11 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会長印省略)

令和6年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）より、別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようお願い申し上げます。

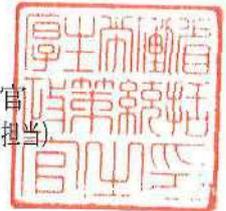
以上

14

政統発 0527 第 9 号
令和 6 年 5 月 27 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照いたします。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和5年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室

毎勤第一係 渡邊

TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)

E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月分)



厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号 大 中	企業種別番号

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。)	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
	月 日から 月 日まで	人	

1 氏名又は符号		2 性		3 通勤・住込みの別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別 (注)		5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に充ててください。有給休暇は含めなくてください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(実給与は年末の給与3か月を超える期間で予定される給与、ベースアップの退職給付及び支給事由の発生が不確定な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)						
男	女	通	住	家族	家族以外	1年未満の勤続は切り捨ててください。		歳	年	日	時間	百万	千	百	円	百万	千	百	円
1	1	2	1	2	1	2													
2	1	2	1	2	1	2													
3	1	2	1	2	1	2													
4	1	2	1	2	1	2													

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業上の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統計 調査員印
----	-------	----------------	-------	------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ



毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。



毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

事業所の皆さまへ

毎月勤労統計調査特別調査の 準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

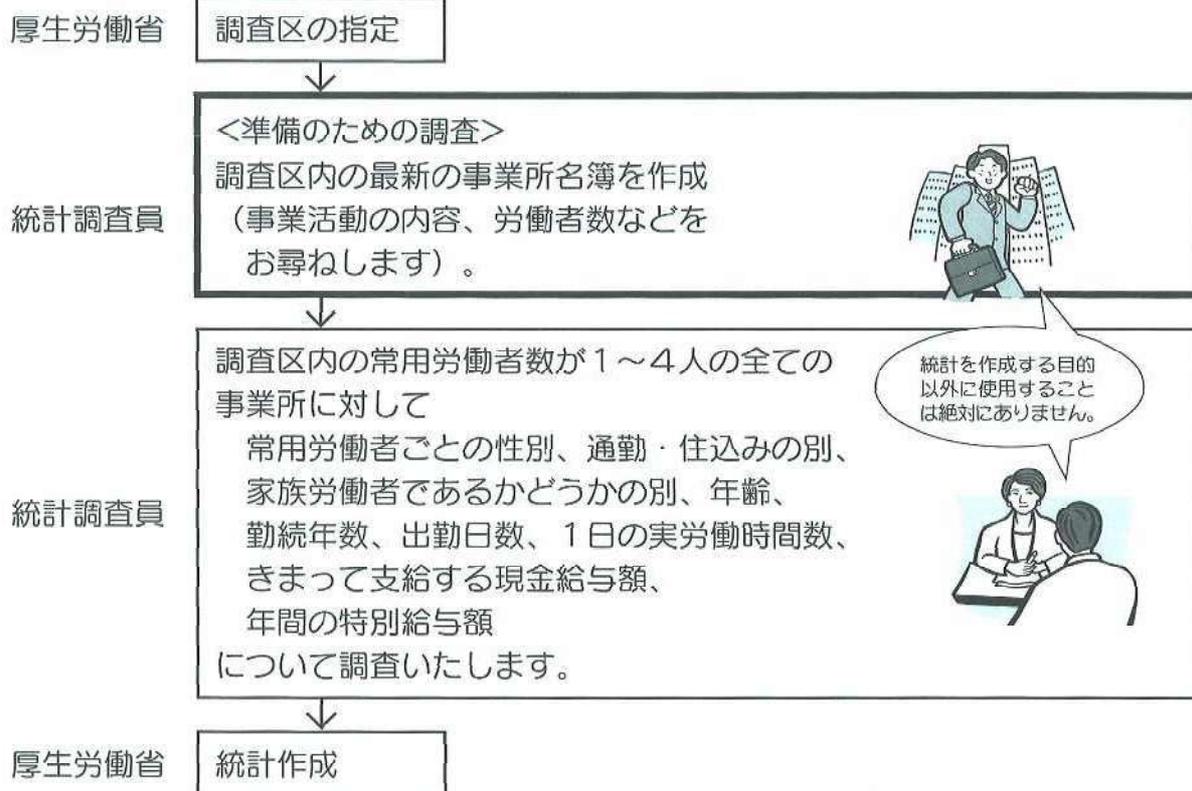
常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7631, 7605

(調査の企画に関すること) 内線7609, 7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



事業所の皆さまへ

～統計は未来を支えるおくりもの～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

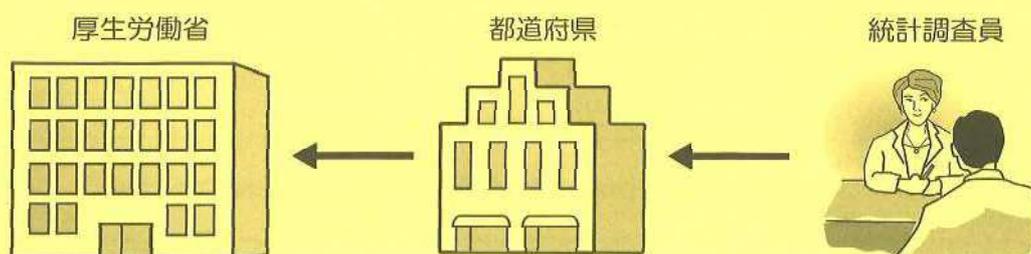
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

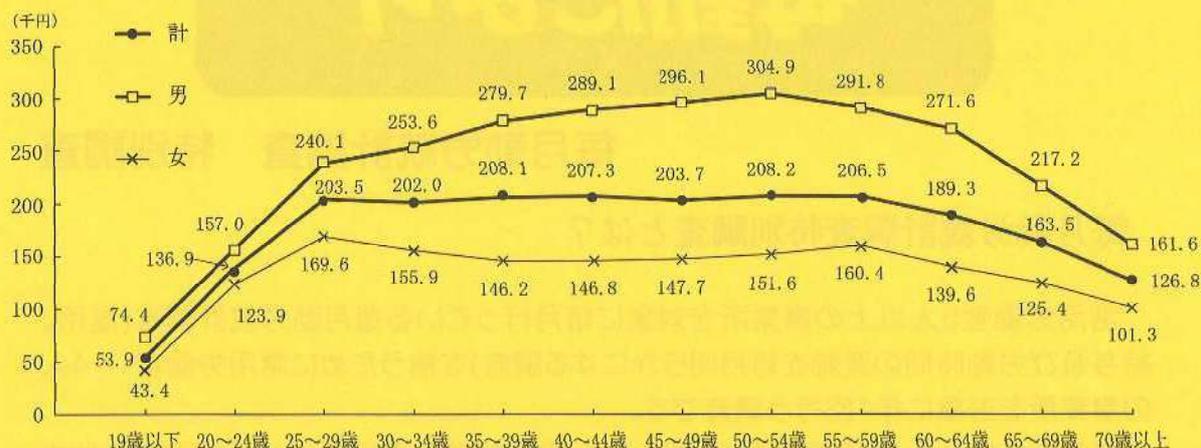
調査の流れ



●令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和5年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	円	円	時間	日	年	%
平成25年	190,475	201,808	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	208,488	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾²	-	-	-	-	-	-
3	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間
 (令和5年7月、事業所規模1~4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
	円	日	時間
全 国	203,956	19.1	6.8
北 海 道	209,828	20.2	6.9
青 森 県	181,492	20.7	7.0
岩 手 県	192,930	20.0	6.9
宮 城 県	223,227	19.5	7.2
秋 田 県	183,564	20.0	6.9
山 形 県	189,593	20.4	7.0
福 島 県	209,829	20.1	7.0
茨 城 県	197,770	19.1	6.9
栃 木 県	192,886	19.5	6.7
群 馬 県	205,519	18.9	6.9
埼 玉 県	224,835	19.5	6.9
千 葉 県	206,916	18.3	6.8
東 京 都	229,557	18.3	6.9
神 奈 川 県	202,215	17.9	6.7
新 潟 県	198,368	20.0	6.8
富 山 県	197,193	19.6	6.7
石 川 県	200,274	19.9	6.9
福 井 県	192,988	18.7	6.7
山 梨 県	201,700	19.4	6.8
長 野 県	194,055	19.4	6.9
岐 阜 県	191,098	19.3	6.6
静 岡 県	209,485	19.4	6.9
愛 知 県	210,105	18.7	6.7
三 重 県	206,385	19.2	6.7
滋 賀 県	188,888	18.5	6.7
京 都 府	213,552	18.9	6.8
大 阪 府	223,577	18.5	6.8
兵 庫 県	183,420	18.1	6.5
奈 良 県	185,236	18.4	6.7
和 歌 山 県	197,764	19.1	6.7
鳥 取 県	185,633	19.8	6.8
島 根 県	191,096	19.2	6.9
岡 山 県	195,532	19.3	6.9
広 島 県	205,745	19.4	6.9
山 口 県	188,826	18.5	6.8
徳 島 県	186,443	19.5	6.9
香 川 県	192,771	19.7	6.8
愛 媛 県	189,042	19.7	6.8
高 知 県	184,980	19.9	6.9
福 岡 県	209,536	19.5	7.0
佐 賀 県	185,011	19.5	6.7
長 崎 県	178,336	19.8	6.8
熊 本 県	194,687	19.5	7.0
大 分 県	177,841	19.0	6.9
宮 崎 県	198,357	19.9	7.0
鹿 児 島 県	179,787	19.1	6.8
沖 縄 県	174,123	19.4	6.9

注：令和5年7月末日の数値である。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が何っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631,7605
(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



令和6年



令和6年1月19日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一

室長補佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—令和5年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1 調査の概要	1ページ
2 結果の概要	3ページ
(1) 賃金	3ページ
(2) 労働時間と出勤日数	5ページ
(3) 雇用	7ページ
3 付表	9ページ

令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和5年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間）の状況について、令和5年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

収集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,742 事業所 有効回答数 20,046 事業所
有効回答率 84.4%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4ページの第2図及び第2表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

- ア 常用労働者
次のいずれかに該当する者をいう。
 - a 期間を定めずに雇われている者
 - b 1か月以上の期間を定めて雇われている者なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。
また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。
本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。
- イ きまって支給する現金給与額
労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。
- ウ 特別に支払われた現金給与額
一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。
本項目においては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。
- エ 実労働時間
労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。
- オ 出勤日数
労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。
- カ 年齢
調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。
- キ 勤続年数
労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。
- ク 短時間労働者
通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

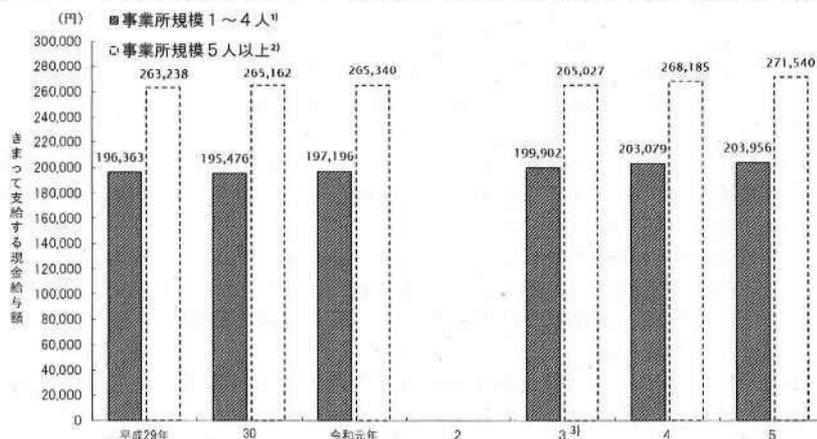
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和5年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が203,956円で前年比0.4%増となった。

男女別にみると、男は276,094円で前年比2.2%増、女は152,474円で同0.3%減となった。

主な産業についてみると、「建設業」が274,365円と最も高く、次いで「製造業」が216,905円、「卸売業、小売業」が209,466円、「医療、福祉」が191,133円、「生活関連サービス業、娯楽業」が158,610円、「宿泊業、飲食サービス業」が111,801円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



- 注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。
 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。
 3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。
 また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

令和5年7月

性・主な産業	事業所規模1～4人		（参考）事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比%	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	203,956	0.4	271,540	1.3	75.1
男	276,094	2.2	340,369	1.1	81.1
女	152,474	-0.3	196,821	2.0	77.5
建設業	274,365	2.0	353,082	0.3	77.7
製造業	216,905	0.1	316,333	1.5	68.6
卸売業、小売業	209,466	2.4	243,122	0.5	86.2
宿泊業、飲食サービス業	111,801	-3.4	123,444	0.5	90.6
生活関連サービス業、娯楽業	158,610	0.8	200,879	2.5	79.0
医療、福祉	191,133	-1.4	259,769	0.7	73.6

- 注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。
 2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

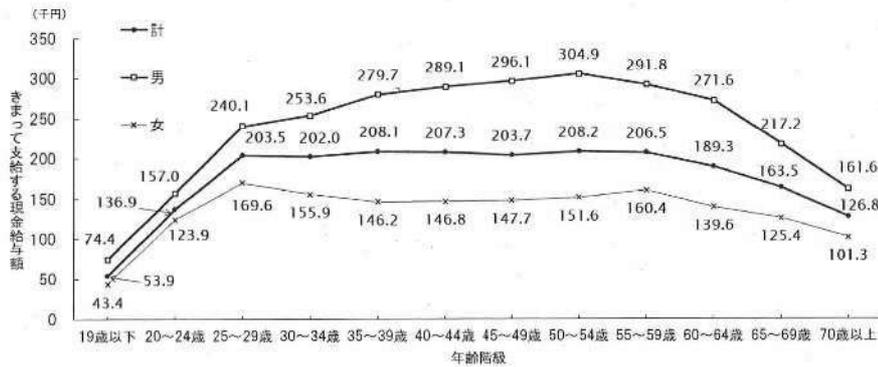
企業規模1～4人の事業所における令和5年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は25～29歳まで上昇しているが、以降55～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は50～54歳まで上昇しているが、55～59歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第2表）。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月



第2表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

令和5年7月 (単位：円)

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
19歳以下	53,901	74,410	43,422	194,406	154,798	55,605	40,512	80,737	64,285
20～24歳	136,893	156,965	123,896	218,920	167,308	133,148	67,314	168,114	175,084
25～29歳	203,515	240,149	169,625	261,108	229,080	190,652	120,799	192,247	207,530
30～34歳	201,962	253,598	155,939	264,335	229,203	193,600	130,592	193,180	184,256
35～39歳	208,061	279,745	146,195	276,668	247,206	207,366	129,133	170,454	178,768
40～44歳	207,284	289,050	146,781	295,486	230,627	202,355	123,329	175,476	182,439
45～49歳	203,747	296,120	147,705	305,172	227,986	189,287	125,449	158,603	179,946
50～54歳	208,246	304,891	151,581	291,884	228,400	211,474	107,828	147,037	180,514
55～59歳	206,488	291,825	160,401	276,996	208,889	198,295	95,326	148,200	202,772
60～64歳	189,330	271,622	139,585	251,068	220,363	175,992	91,758	136,844	178,720
65～69歳	163,478	217,171	125,362	228,458	165,657	150,160	97,196	119,738	155,152
70歳以上	126,771	161,635	101,270	173,926	125,818	117,992	80,093	92,596	124,794
勤・続年数 計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
0年	136,583	186,651	111,836	219,557	156,553	131,374	78,469	127,742	149,158
1年	152,262	211,930	118,492	230,860	173,476	152,995	84,310	168,909	155,616
2年	161,783	220,052	126,751	226,152	180,922	152,366	91,406	149,503	163,891
3～4年	170,734	233,306	133,188	237,554	188,107	159,546	98,531	154,986	178,627
5～9年	185,283	257,650	138,459	263,329	207,593	169,200	111,300	164,083	162,980
10～14年	195,807	269,609	145,271	275,274	200,088	196,161	116,837	164,733	176,819
15～19年	208,739	282,898	158,748	275,647	220,682	192,034	107,495	161,929	211,688
20～29年	226,304	299,831	165,712	300,364	221,191	216,302	127,642	160,266	209,026
30年以上	200,700	258,019	149,092	254,897	196,230	180,743	131,378	130,634	211,194
平均年齢(歳)	50.7	50.2	51.0	50.3	54.1	52.6	47.3	47.1	48.7
平均勤続年数(年)	13.4	14.7	12.5	15.4	17.6	15.8	8.8	12.7	10.8

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が261,317円で前年比1.2%増となった。

男女別にみると、男は382,653円で前年比2.8%増、女は172,351円で同0.4%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が297,292円と最も高く、次いで、「卸売業，小売業」が275,259円、「医療，福祉」が256,493円、「製造業」が255,142円、「生活関連サービス業，娯楽業」が62,619円、「宿泊業，飲食サービス業」が38,748円となった。（第3表）

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額	支給割合 ¹⁾		
		前年比	前年差	
	円	%	か月分	か月分
調 査 産 業 計	261,317	1.2	1.28	0.01
男	382,653	2.8	1.39	0.01
女	172,351	0.4	1.13	0.01
建 設 業	297,292	-3.6	1.08	-0.07
製 造 業	255,142	15.9	1.18	0.16
卸 売 業 ， 小 売 業	275,259	2.6	1.31	0.00
宿 泊 業 ， 飲 食 サービス 業	38,748	11.7	0.35	0.05
生 活 関 連 サービス 業 ， 娯 楽 業	62,619	1.0	0.39	0.00
医 療 ， 福 祉	256,493	-2.2	1.34	-0.01

注：令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者（勤続年数1年未満の者を含む。）1人当たりの令和5年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間と出勤日数

ア 労働時間

令和5年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年より0.1時間増加となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。（第3図、第4表）

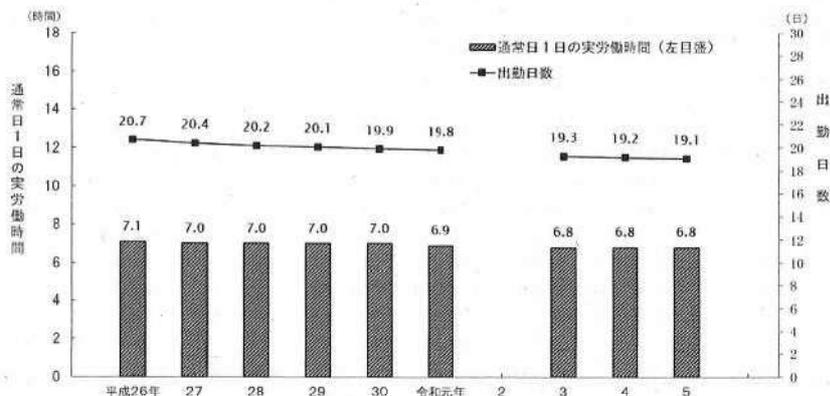
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が14.2%、5時間が8.7%、6時間が8.8%、7時間が17.0%、8時間が44.3%、9時間以上が7.0%となった（第5表）。

イ 出勤日数

令和5年7月における出勤日数は、調査産業計が19.1日で前年より0.1日減少となった。

男女別にみると、男は20.8日で前年と同水準となり、女は17.9日で同0.2日減少となった。（第3図、第4表）

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

令和5年7月

性・主な産業	通常日1日の 実労働時間				出勤日数			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾	
		前年差		前年差		前年差		前年差
調査産業計	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
	6.8	0.0	7.7	0.0	19.1	-0.1	18.0	-0.1
男	7.6	0.1	8.2	0.0	20.8	0.0	19.0	-0.1
女	6.3	0.0	7.1	0.0	17.9	-0.2	16.9	-0.2
建設業	7.4	0.1	8.2	0.0	21.2	0.3	20.7	-0.1
製造業	7.0	0.0	8.3	0.0	19.6	0.2	19.5	-0.1
卸売業，小売業	7.1	0.1	7.3	0.0	19.7	-0.1	18.0	-0.3
宿泊業，飲食サービス業	5.6	-0.1	6.4	-0.1	16.9	-0.5	13.8	-0.4
生活関連サービス業，娯楽業	6.8	0.0	7.3	0.0	18.8	-0.2	17.1	-0.2
医療，福祉	6.6	-0.1	7.4	0.0	18.7	-0.2	17.8	-0.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和5年7月(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	14.2	8.7	8.8	17.0	44.3	7.0
		(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(-0.6)	(0.1)
男	100.0	5.4	2.9	4.0	16.9	59.7	11.2
女	100.0	20.4	12.9	12.3	17.0	33.4	4.1
建設業	100.0	5.2	3.7	5.6	21.2	58.1	6.2
製造業	100.0	11.9	8.0	9.0	15.9	48.6	6.6
卸売業，小売業	100.0	11.2	7.8	8.7	15.2	47.9	9.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	37.8	17.2	10.9	8.2	17.9	7.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.6	14.5	11.2	15.3	36.2	10.1
医療，福祉	100.0	18.2	8.7	10.4	15.4	42.8	4.5

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

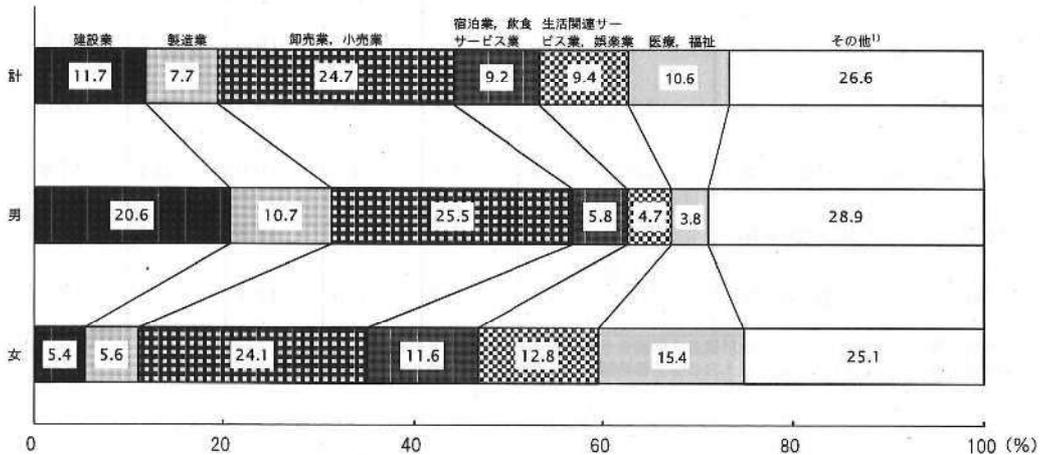
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和5年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業、小売業」が24.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.7%、「医療、福祉」が10.6%、「生活関連サービス業、娯楽業」が9.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が9.2%、「製造業」が7.7%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.4%で前年より1.1ポイント上昇となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が85.0%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が79.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が73.7%、「卸売業、小売業」が57.0%、「製造業」が42.5%、「建設業」が26.8%となった。（第4図、第6表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和5年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和5年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	58.4	1.1
建設業	11.7	20.6	5.4	26.8	0.1
製造業	7.7	10.7	5.6	42.5	0.8
卸売業、小売業	24.7	25.5	24.1	57.0	-1.0
宿泊業、飲食サービス業	9.2	5.8	11.6	73.7	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	9.4	4.7	12.8	79.1	0.7
医療、福祉	10.6	3.8	15.4	85.0	1.3
その他 ¹⁾	26.6	28.9	25.1	54.9	2.1

注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

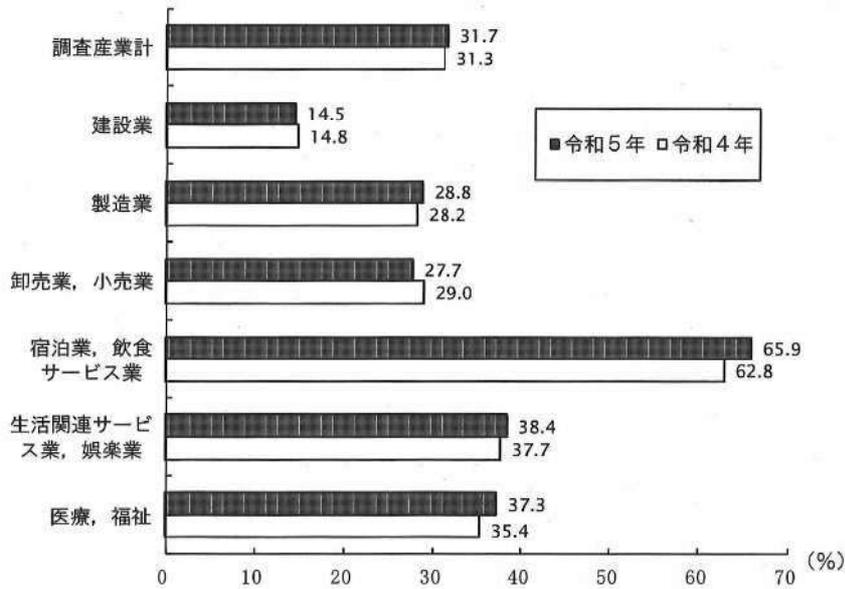
令和5年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.7%で前年より0.4ポイント上昇となった。

男女別にみると、男は12.3%で前年より0.4ポイント低下となり、女は45.6%で同0.4ポイント上昇となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が65.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が38.4%、「医療、福祉」が37.3%、「製造業」が28.8%、「卸売業、小売業」が27.7%、「建設業」が14.5%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が81.0%と最も高く、20～29歳が23.8%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
年齢計	31.7	0.4	12.3	-0.4	45.6	0.4
19歳以下	81.0	3.7	67.9	-6.3	87.5	8.5
20～29歳	23.8	-0.4	15.7	-0.5	30.0	0.0
30～39歳	24.7	-0.3	6.9	-0.5	40.2	-0.1
40～49歳	28.8	0.5	6.0	-0.3	45.3	0.3
50～54歳	28.2	0.5	6.3	-0.4	41.8	0.6
55～59歳	30.6	1.0	8.3	1.0	43.4	0.6
60～64歳	32.8	0.2	10.2	-0.9	47.7	-0.1
65歳以上	45.9	0.7	28.4	-0.4	59.4	-0.1

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 附表

附表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	203,956	6.8	19.1	31.7
北 海 道	209,828	6.9	20.2	30.2
青 森 県	181,492	7.0	20.7	29.0
岩 手 県	192,930	6.9	20.0	28.1
宮 城 県	223,227	7.2	19.5	20.7
秋 田 県	183,564	6.9	20.0	28.6
山 形 県	189,593	7.0	20.4	28.3
福 島 県	209,829	7.0	20.1	26.9
茨 城 県	197,770	6.9	19.1	31.3
栃 木 県	192,886	6.7	19.5	35.6
群 馬 県	205,519	6.9	18.9	31.0
埼 玉 県	224,835	6.9	19.5	30.0
千 葉 県	206,916	6.8	18.3	31.6
東 京 都	229,557	6.9	18.3	29.8
神 奈 川 県	202,215	6.7	17.9	35.2
新 潟 県	198,368	6.8	20.0	29.6
富 山 県	197,193	6.7	19.6	32.3
石 川 県	200,274	6.9	19.9	29.8
福 井 県	192,988	6.7	18.7	35.0
山 梨 県	201,700	6.8	19.4	32.9
長 野 県	194,055	6.9	19.4	31.2
岐 阜 県	191,098	6.6	19.3	36.4
静 岡 県	209,485	6.9	19.4	32.7
愛 知 県	210,105	6.7	18.7	35.4
三 重 県	206,385	6.7	19.2	35.0
滋 賀 県	188,888	6.7	18.5	38.1
京 都 府	213,552	6.8	18.9	31.8
大 阪 府	223,577	6.8	18.5	30.4
兵 庫 県	183,420	6.5	18.1	39.5
奈 良 県	185,236	6.7	18.4	33.8
和 歌 山 県	197,764	6.7	19.1	34.4
鳥 取 県	185,633	6.8	19.8	30.0
島 根 県	191,096	6.9	19.2	29.6
岡 山 県	195,532	6.9	19.3	30.1
広 島 県	205,745	6.9	19.4	30.8
山 口 県	188,826	6.8	18.5	33.2
徳 島 県	186,443	6.9	19.5	32.3
香 川 県	192,771	6.8	19.7	31.4
愛 媛 県	189,042	6.8	19.7	32.8
高 知 県	184,980	6.9	19.9	30.9
福 岡 県	209,536	7.0	19.5	29.2
佐 賀 県	185,011	6.7	19.5	34.0
長 崎 県	178,336	6.8	19.8	34.8
熊 本 県	194,687	7.0	19.5	26.4
大 分 県	177,841	6.9	19.0	31.8
宮 崎 県	198,357	7.0	19.9	28.8
鹿 児 島 県	179,787	6.8	19.1	31.3
沖 縄 県	174,123	6.9	19.4	32.7

注：1) 令和5年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	時間	日	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7

注：1) 各年7月の数値である。
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。
 3) 各年7月末日現在の数値である。
 4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」



毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県	101	北九州市 門司区	福岡県	447	朝倉郡 筑前町			
福岡県	106	北九州市 小倉北区	福岡県	503	三井郡 大刀洗町			
福岡県	107	北九州市 小倉南区	福岡県	621	京都郡 苅田町			
福岡県	109	北九州市 八幡西区						
福岡県	131	福岡市 東区						
福岡県	132	福岡市 博多区						
福岡県	133	福岡市 中央区						
福岡県	134	福岡市 南区						
福岡県	135	福岡市 西区						
福岡県	136	福岡市 城南区						
福岡県	137	福岡市 早良区						
福岡県	202	大牟田市						
福岡県	203	久留米市						
福岡県	204	直方市						
福岡県	205	飯塚市						
福岡県	210	八女市						
福岡県	211	筑後市						
福岡県	212	大川市						
福岡県	213	行橋市						
福岡県	215	中間市						
福岡県	219	大野城市						
福岡県	220	宗像市						
福岡県	221	太宰府市						
福岡県	223	古賀市						
福岡県	225	うきは市						
福岡県	228	朝倉市						
福岡県	230	糸島市						
福岡県	231	那珂川市						
福岡県	402	鞍手郡 鞍手町						
福岡県	421	嘉穂郡 桂川町						